

令和6年議案第46号

江南市教育委員会苦情審査会委員長等の決定について

別紙の者を江南市教育委員会苦情審査会委員長等に決定したいから、市町村立小・中・義務教育学校の校長の教職員評価制度苦情申出要領第4条第3項の規定に基づき、江南市教育委員会の選任を求める。

令和6年10月1日提出

江南市教育委員会  
教育長 村 良弘

提案理由

この案を提出するのは、教育長職務代理者に異動があったため、後任の者を決定する必要があるからであります。

## 市町村立小・中・義務教育学校の校長の教職員評価制度苦情申出要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、市町村立小・中・義務教育学校、豊橋市立豊橋高等学校、豊橋市立くすのき特別支援学校、瀬戸市立瀬戸特別支援学校、刈谷市立刈谷特別支援学校、及び豊田市立豊田特別支援学校の校長の教職員評価制度による評価結果に関する苦情の申出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (苦情対応及び苦情対象)

第2条 「苦情相談」と「苦情申出」の2段階で対応する。

- 2 苦情の対象は、被評価者に開示された評価結果（達成度評価、特性・能力発揮度、職務の状況）とする。

### 第2章 校長の評価結果等に関する苦情相談及び苦情処理

#### (苦情相談による処理)

第3条 市町村教育委員会の人事担当者等を苦情相談員とする。

- 2 苦情相談を希望する被評価者（以下「相談者」という。）は、苦情相談員に3月中旬の別に定める3日間に、電話又はメールにより苦情相談を申し出る。
- 3 苦情相談員は、相談者から事情を電話又は面談で聴取した上で、問題解決のための助言を相談者に行う。
- 4 苦情相談員は、受け付けた相談内容及び対応内容を記録する。

#### (苦情申出及び苦情審査会による処理)

第4条 相談者は、苦情相談によって解決できない場合は苦情申出を行うことができる。

- 2 苦情申出による苦情を処理するため、市町村教育委員会内に苦情審査会を設置する。
- 3 苦情審査会は、委員長、副委員長、委員の複数名をもって組織する。委員長、副委員長及び委員は、年度当初に市町村教育委員会で決定する。
- 4 苦情申出者（以下「申出者」という。）は、3月20日から3月24日までの間に、

苦情申出書（様式第1号）を苦情審査会に提出する。

- 5 苦情審査会は、市町村教育委員会から苦情調査員を指名し、苦情調査員は申出者及び評価者から事情を聴取する。

なお、苦情調査員は苦情相談員を兼ねることもできる。

- 6 苦情審査会は、苦情調査員による苦情調査結果に基づいて苦情審査を行い、必要に応じて県教育委員会に相談して助言を受け、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由を教育長に報告する。

- (1) 教育長の評価を妥当とする。
- (2) 教育長の評価に対して再評価を求める。

（審査結果の報告）

第5条 苦情審査会は、審査結果を苦情審査結果通知書（様式第2号）により申出者に通知する。

- 2 審査結果の通知及び再評価の提出は3月31日までに完了する。

### 第3章 その他

（不利益取扱いの禁止）

第6条 苦情相談及び苦情申出を行ったことに起因して、不利益な取扱いを受けることはない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。